

# 外国人材が飯塚市で就業する際の環境を整備するための補助金制度ができました

飯塚市国際政策課では、外国人材の活躍を応援しており、外国人材受入れ促進のために、外国人材に関する企業からの相談対応に取り組んでいます。そのような中、本年度から、外国人材の就業・生活環境の改善及び多文化共生の推進に係る取組を行う事業者への補助金制度を作りましたのでご紹介します。

## 対象者

### 飯塚市内に在住する外国人材を雇用している市内事業者

→ ①技能実習 ②特定技能 ③技術・人文知識・国際業務

※当該年度内に外国人材を雇用する具体的な予定がある事業者も対象者となります。

## 対象事業

- ① 就業環境整備事業 (例) 母国語のマニュアル作成、資格取得等  
外国人材の就業環境を改善するための取組
- ② 生活環境整備事業 (例) 寝具改善、冷暖房設置、リフォーム等  
外国人材の生活の本拠の環境を改善するための取組
- ③ 地域社会共生事業 (例) 地域イベント参加、歴史資料館訪問、旧伊藤伝衛門邸訪問等  
文化・伝統行事の体験や地域住民との交流を行う等、共生社会を推進するための取組

## 補助金の概要

|        |   |
|--------|---|
| 補助対象経費 | 市内事業者における外国人材の就業・生活環境の改善及び共生社会の推進のための取組に係る経費(謝金、旅費、使用料及び賃借料、委託料、需用費、備品購入費、研修費等) |
| 補助限度額  | 市内監理団体等を利用している場合 最大30万円／事業者<br>市外監理団体等を利用している場合 最大15万円／事業者                      |
| 補助率    | 2 / 3以内   |

## 補助対象者

補助対象者は以下のすべてに該当する事業者です。

- (1) 市内に事務所又は事業所を置く事業者
- (2) 市内事業所において外国人を現に雇用し、今後も継続して雇用する予定である事業者又は当該年度内に新たに雇用する具体的な計画がある事業者
- (3) 当該年度の末日に市内在住の外国人材を雇用している者
- (4) 暴力団、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者でないこと
- (5) 市税の滞納がないこと
- (6) 外国人材受入れ事例の作成等市の外国人施策に協力する者
- (7) 市が実施する外国人材活躍応援宣言を行う者
- (8) 当該補助金の交付を受けたことがない者

